

## みまさか観光バス利用促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に深刻な経済的影響を受けている美作市内の観光バス事業者を支援するため、公益社団法人日本バス協会策定の新型コロナウイルス感染症に係る対策ガイドラインに沿った運行に努める貸切バスの運行料金に対し、予算の範囲内で、みまさか観光バス利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者のうち、主たる事業として観光客を受け入れる運輸業を営むものをいう。
- (2) 運行料金 法第9条の2第1項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 美作市内に本店を置く観光バス事業者であること。
- (2) 美作市で登録されている車両を運行すること。
- (3) 配車場所が岡山県内であること。
- (4) 公益社団法人日本バス協会策定の新型コロナウイルス感染症に係る対策ガイドラインに沿って運行すること。

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、運行日の1週間前までに補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて美作市観光振興協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び決定通知)

第6条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該運行を中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第8条 申請者は、運行が終了したときは、運行日(複数日に渡る場合は最後の運行日)の30日以内に、実績報告書(様式第4号)及び補助金交付請求書(様式第5号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容を審査及び必要に応じて調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
  - (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施時期）

第12条 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間内の催行を対象とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
観光バス利用促進事業  (注) 補助金相当額を利用者料金に充当する場合に限る。	感染症対策を講じた上で運行したバスの1日1台当たりの運行料金	補助対象経費の2分の1 ただし、1日1台の運行につき上限額は次の各号のとおり。 (1) 大型車 50,000円 (2) 中型車 40,000円 (3) 小型車・マイクロバス 30,000円